

集团的消費者被害救済制度研究会報告書の概要

集团的消費者被害の実態

- 消費生活相談事例を分析した結果、少額被害が多い。
- 集团的消費者被害の事例について、集合訴訟に適する事案、集合訴訟での対応が困難な事案がどのようなものか分析。
偽装表示事案、悪質商法事案は集合訴訟以外の手法の検討が必要。
集合訴訟には、一般に被害者の特定が容易で被害内容が定型的な事案(不当条項規制に関する事案、個人情報流出事案、虚偽の有価証券報告書開示による証券被害事案)などがなじみやすいが、そのほかどのようなものを取り込めるか引き続き検討。

集合訴訟制度

- 集合訴訟制度について、これまでの検討を踏まえオプト・イン型、オプト・アウト型、二段階方式を組み合わせ、4つの手続モデルを提示し、それぞれの制度設計上の課題について分析。
制度設計上の課題、運用の容易さ、被害救済の観点、紛争の一次的解決の視点を踏まえ引き続き検討。
訴訟の主体をどのようにするか、通知・公告の方法、訴訟手続の費用の確保など、更に検討すべき論点を提示。

行政による経済的不利益賦課制度

- 行政による経済的不利益賦課制度については、賦課金型、利益はく奪型、原状回復命令型の3案を提示して、それぞれの制度設計上の課題について分析。
対象事案、金額の算定方法、調査や不利益賦課の手続、行政組織体制など更に検討すべき論点を提示。

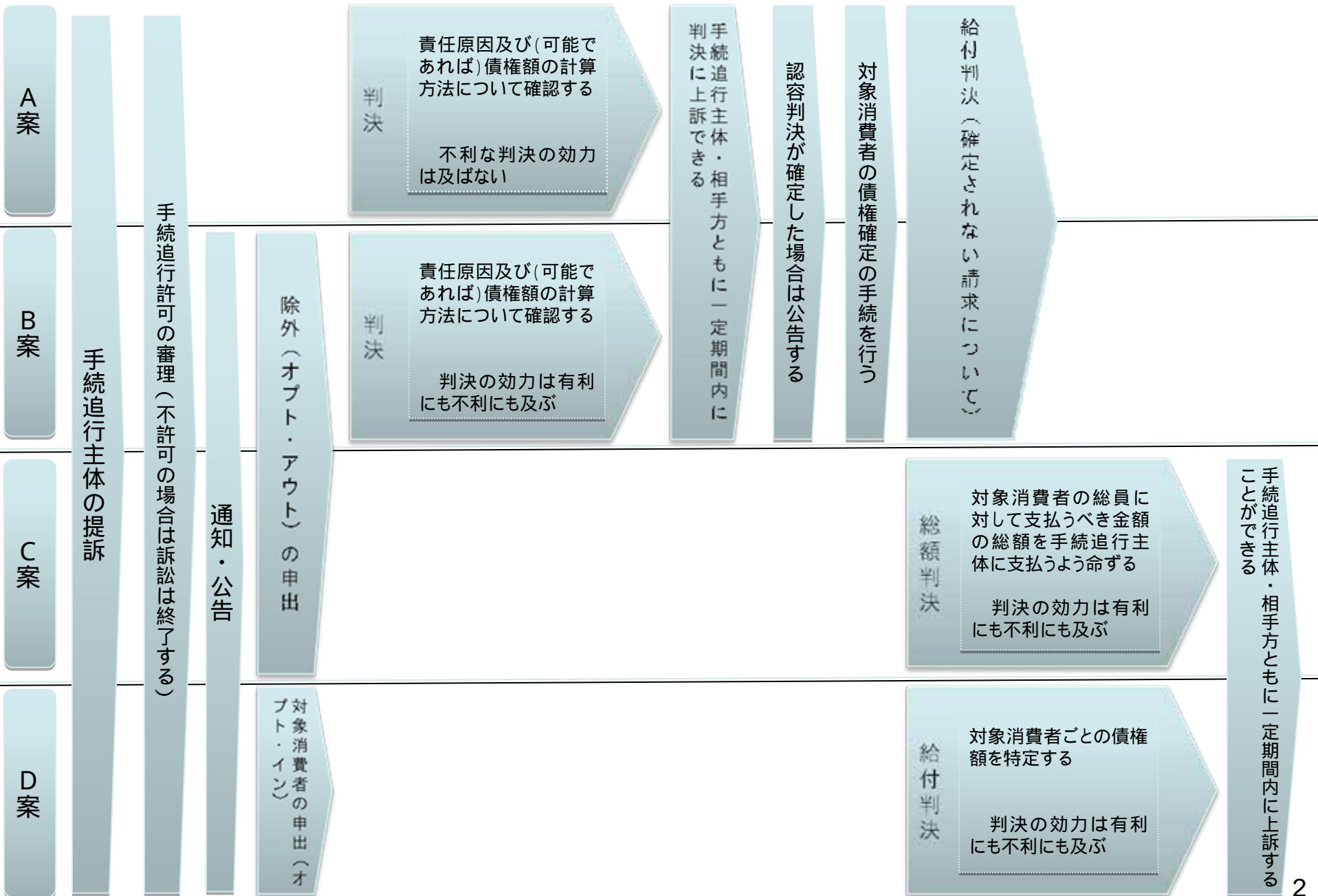
財産保全制度

- 財産保全制度については、悪質商法事案を主たる対象として、破産手続開始の申立制度、口座凍結制度、行政による個別財産保全制度、賦課金等のための個別財産保全制度の4案を提示して、それぞれの制度設計上の課題について分析。
財産保全をする場合の要件、事前手続や不服申立ての在り方、組織体制など更に検討すべき論点を提示。

まとめ

- 集合訴訟制度と行政による経済的不利益賦課制度及び財産保全制度は、専門性が異なり検討の場を分けて、制度の詳細について引き続き検討。

集合訴訟制度の手続モデル案



集合訴訟の手続モデル案の比較

	メリット	デメリット	制度設計上の課題
A案	<ul style="list-style-type: none"> 対象消費者に不利な確認判決の効果が及ばない 通知公告に関する負担の軽減 	<ul style="list-style-type: none"> 消費者が自ら二段階目の手続に加わる必要性 	<ul style="list-style-type: none"> 一段階目の当事者適格の根拠 一段階目の手続と二段階目の手続の関係 一段階目の判決の効力の説明 訴訟追行の要件
B案	<ul style="list-style-type: none"> 紛争の一回的解決 	<ul style="list-style-type: none"> 自らの関与していない敗訴判決の効果が及ぶことがある 通知・公告の負担が重い 	<ul style="list-style-type: none"> 手続追行主体が訴訟を追行できる根拠 対象消費者の手続保障 通知・公告の要否 訴訟追行の要件
C案	<ul style="list-style-type: none"> 総額を支払わせ分配を行う 収益を吐き出させることができる 紛争の一回的解決 	<ul style="list-style-type: none"> 自らの関与していない敗訴判決の効力が及ぶことがある 通知・公告の負担が重い 対象事案に限られ、対象事案の選別が困難 	<ul style="list-style-type: none"> 手続追行主体が訴訟を追行できる根拠 対象消費者の手続保障 通知・公告の要否、請求の特定方法 総額判決の可否、訴訟追行の要件
D案	<ul style="list-style-type: none"> 権利を有する者が自ら権利を行使するという民事訴訟の基本理念に合致する 	<ul style="list-style-type: none"> 消費者が訴訟の帰すうがみえない段階で自ら申出をする必要性 	<ul style="list-style-type: none"> 訴訟追行の要件

今後検討すべき論点

どのようなものを手続追行主体とするか、手続追行主体の適格性の判断方法、通知・公告の主体、方法、内容、通知対象特定の方法、手続追行のために必要な費用の負担方法、和解・取下げの規律、訴訟手続に関する諸問題、時効中断等

行政による経済的不利益賦課制度

対象となる違法行為	民事訴訟が有効に機能しないもの、何らかの形で公益の実現につながるもの(行政法規違反) (例)偽装表示、悪質商法・不当勧誘事案
不利益賦課の方法	違法行為の抑止のため一定の金銭(賦課金)の納付を命じるもの 違法行為により得た収益の納付を命じるもの 違法状態の是正・回復を命じるもの
被害者への配分	
今後検討すべき論点	賦課する金銭の算定方法、違法行為の特定、調査の方法、事前手続、不服申立ての在り方、他の手続との関係、行政の組織体制

財産保全制度

対象となる違法行為	悪質商法事案や不当勧誘事案 刑事手続との役割分担
財産保全の方法	被保全債権や保全すべき財産を個別に特定せずに財産を保全する方法(包括保全) 私法上の契約の効果として取引を停止する方法 民事上の責任追及を容易にするため、行政が財産を特定して保全する方法 行政処分により金銭納付を命じても徴収が困難になる場合に、財産を特定して保全する方法
今後検討すべき論点	情報収集方法、事前手続、不服申立ての在り方、他の手続との関係 財産保全後の被害回復を図る制度枠組み、行政の組織体制